

2-2. 市長の専決処分事項の指定について

平成 12 年 3 月 24 日
議 決

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項を市長の専決処分事項として指定する。

- 1 議会の議決を経た契約については、当該議決に係る契約金額の 100 分の 5 以内で、1,000 万円以下の契約価格の変更
- 2 法律上市の義務に属する 1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定並びに訴訟物の価額が 100 万円以下の訴えの提起、和解及び調停
- 3 那覇市営住宅条例に関する訴えの提起、和解及び調停
- 4 住居表示に関する法律及び地方自治法第 260 条の規定に基づき市議会の議決を経て、実施する町名の変更等に伴い当然必要な、事務所の位置及び所管区域並びに公の施設の位置の表示の変更を内容とする条例改正
- 5 法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定及び当該法令の施行に必要な条例において当該法令と同一の用語を使用する規定の整備を内容とする条例の改正並びに廃止

〔注〕市長の専決処分事項の指定について(平成 10 年 5 月 21 日議決)は、廃止する。

〔4、5 の追加に伴う内容説明〕

4 について

「町名の変更等」とは、町若しくは字の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更することをいう。

「事務所」とは、本庁、三支所、消防本部、消防署、区画整理事務所等をいう。

「公の施設」とは、市営住宅、小中学校、保育所等をいう。

例としては、字安里等の区域内におもろまち1丁目等の町が設定されたことによる、同区域内にある安謝小学校、安岡中学校、安謝幼稚園及び安謝福祉複合施設の位置の表示、西消防署の管轄区域の表示を変更する条例改正（那覇市立学校設置条例等の一部を改正する条例）がある。

5 について

- (1) 法令の改正に伴い当然必要な、当該法令の題名を引用する規定の整備を内容とする条例の改正

例としては、母子福祉法の改正により「母子福祉法」が「母子及び寡婦福祉法」に改められたことに伴い、那覇市福祉事務所設置条例第2条中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める改正（那覇市福祉事業所設置条例の一部を改正する条例）がある。

- (2) 法令の改正に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正

例としては、地方公務員法の改正により同法第29条第2項の規定が同法第29条第4項に繰り下げられたことに伴い、那覇市職員の懲戒に関する条例第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める改正（那覇市職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例）がある。

- (3) 法令の改正に伴い当然必要な、当該法令の施行に必要な条例において当該法令と同一の用語を使用する規定の整備を内容とする条例の改正

「当該法令の施行に必要な条例」とは、当該法令に条例への委任規定がある場合はもちろん、明確な委任規定はなくても当該法令の施行に必要な細則的規定を定める条例（例えば、公営住宅法を那覇市において施行するための那覇市営住宅条例）を含むものとする。

例としては、消防法施行令の改正により同令中「老人保健施設」が「介護老人保健施設」に改められたことに伴い、那覇市火災予防条例別表第1(6)の項イ中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める改正（那覇市火災予防条例の一部を改正する条例）がある。

- (4) 法令の廃止に伴い当然必要な、条例の廃止

例としては、伝染病予防法の廃止に伴う那覇市伝染病隔離病舎条例の廃止がある。